

伊米ヶ崎簡易水道漏水調査業務委託

特記仕様書

本業務委託は、魚沼市委託契約条項(令和 4 年魚沼市告示第 159 号。以下「委託契約条項」という。)及び、本特記仕様書に従い実施するものとする。

1 業務目的

本業務は、埋設された水道管の漏水調査を実施するものである。漏水を早期発見することにより事故の防止及び、有効率の向上を目的とする。

2 業務内容

委託番号：委 R5-24

業務名：伊米ヶ崎簡易水道漏水調査業務委託

履行期間：120日間

履行地点：魚沼市 虫野 ほか 地内（別添位置図のとおり）

3 業務項目

3. 1 事前調査

- (1) 調査実施に先立ち、予め発注者より水道管網図を貸与する。
- (2) 貸与した水道管網図について調査実施の前に確認するものとする。

3. 2 基本調査

- (1) 作業計画作成（音聴作業主体） 36.5km

調査方法、調査ブロック割、作業工程等の作業計画を作成する。

- (2) 現場下見調査（音聴作業主体） 36.5 km

調査区域の水道管網図と現地の管路、弁、栓類の位置確認を行う。また管種、埋設深度、地形及び調査作業の障害の有無等も同時に確認し、調査対象となる水道施設全般を把握し、その結果を監督員に報告する。

- (3) 戸別音聴調査（給水密度 50 戸/km未満） 694 戸

調査区域内の各戸毎の止水栓及び量水器を調査対象とし、音聴棒等を用いて漏水音（漏水擬似音）を発見する。

- (4) 弁栓音聴調査 36.5 km

仕切弁・消火栓等の配水管付属施設を調査対象とし、音聴棒等を用いて漏水音（漏水擬似音）を発見する。弁栓類の有無、位置及び、状態も同時に確認し、管路図と異なる場合や、泥詰まりや鉄蓋の癒着により、操作不能の場合は監督員に報告する。

- (5) 路面音聴調査 36.5 km

配水管及び給水管上の路面において漏水探知器等を用いて漏水音（漏水擬似音）を発見する。

(6) 相関調査 3.6 km

相関式漏水探知器を用いて異常の有無を確認する。使用機器は監督員と協議し、承認を得ること。

(7) 漏水確認調査（給水密度 50 戸/km未満） 36.5 km

音聴調査等による漏水音（漏水擬似音）箇所をボーリングバー又は相関式漏水探知器を用いて再調査を行い、漏水箇所を確定する。なお、本作業実施にあたっては、地下埋設物に損傷を与えないよう十分留意する。

(8) 報告書作成（音聴作業主体 集計・分析、考察提言含む） 36.5 km

3. 3 業務時間

業務時間は平日日中を基本とするが、騒音、使用音、交通音が著しく、調査の妨げとなる場合は監督員と協議し、変更することができる。

3. 4 注意事項

(1) 調査実施路線で車両の混雑するところでは、交通整理を行い、危険の無いように業務を行う。

(2) 調査の結果、漏水があると認められた場合、応急措置ができるものについては応急措置後、速やかに監督員に報告する。

(3) ボーリング調査を行う場合は、調査完了後に路面を補修し、その結果を書面にて報告する。

(4) 仕切弁の操作が必要な場合は、監督員と相談すること。

(5) 検査員は、発注者の貸与する「腕章」を必ず着用して作業を行う。

(6) 次の場合は、調査を中止する。

① 降雨時及び地下水位が著しく高いと思われる場合

② 砂ぼこり等が舞い上がるくらい風が吹いている場合

③ その他、委託者の監督員が不適当と認めた場合

(7) 調査は降雪や積雪等の気象条件を考慮し、実施する。

4 調査人員

各調査とも調査人員は2名1班とする。担当技術者は漏水調査業務に精通し、実務経験7年以上且つ、日本水道協会の認定する水道管路施設管理技士2級または全国漏水調査協会漏水調査技術資格の主任技師の資格を有する専門技術者より選任すること。

5 打合せ等

業務等を適正かつ円滑に実施するため、担当技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければなら

ない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

担当技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。

6 業務計画書

受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 業務内容（調査項目、方法、方針、使用する主な機器等）
- (3) 安全計画（保安対策、交通安全対策等）
- (4) 業務組織
- (5) 連絡体制（緊急時含む）

7 資料の貸与及び返却

監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに監督員に返却するものとする。

8 関係官公庁への手続き等

受注者は、業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

9 地元関係者との交渉等

受注者は、地元関係者への説明、交渉等は、監督員等が行うものとするが、監督員等から指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

10 土地の立ち入り等

受注者は、屋外で行う業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち業務等が円滑に進捗するよう努めなければならない。また、第三者の土地への立入りに当たっては、身分証明書を常に携帯しなければならない。

11 成果物の提出

調査結果について、以下の報告書（音聴作業主体 集計・分析、考察提言含む）を作成し、提出する。

- (1) 漏水調査工程写真
- (2) 漏水箇所報告書（漏水箇所詳細報告）
- (3) 漏水箇所位置図
- (4) 調査日報
- (5) その他委託者の監督員が必要と認めた書類

1.2 成果物の使用等

成果物はすべて委託者の所有とし受注者は委託者の承諾を受けないで他に公表貸与、使用してはならない。特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用した場合は、成果物にそのことを明示するものとする。

受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を委託者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に委託者の承諾を受けなければならない。

1.3 安全等の確保

受注者は、屋外で行う設計業務等に際しては、業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。また、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、業務等実施中の安全を確保しなければならない。

1.4 行政情報流出防止対策の強化

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

1.5 新技術の活用について

受注者は、「新技術情報提供システム(NETIS)」、「Made in 新潟」等を利用するこにより、活用することが有用と思われる新技術等が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。

【位置図】

